

施設等利用給付 1 号認定児の保護者様

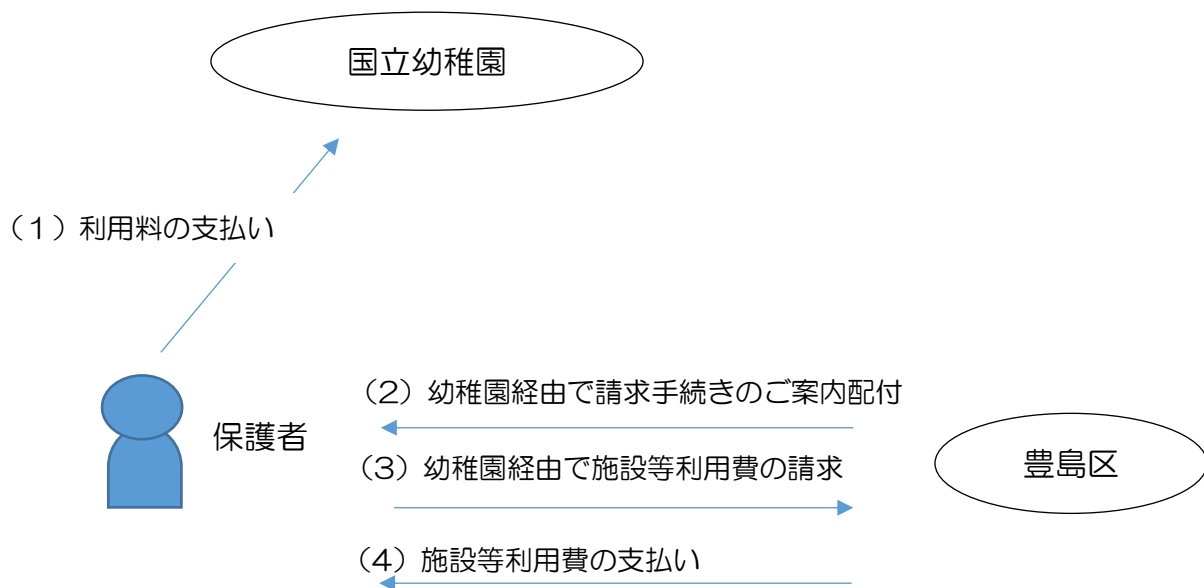
保育支援担当課長 樋口 友久
(公印省略)

施設等利用費の請求について（令和 6 年度分）

日頃より、豊島区の幼稚園事業にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和元年 10 月 1 日より開始された幼児教育無償化により施設等利用給付認定を受けられた方は、幼稚園にお支払いした保育料等について、区にその利用費相当分を請求できます。手続きは以下のとおりとなりますので、受付期間内に書類をご提出ください。

1. 基本的な手続きの流れ



- (1) 国立幼稚園に利用料をお支払いください。
- (2) 豊島区より、請求手続きのご案内を幼稚園経由で配付します。★当該ご案内
- (3) 提出書類をそろえて、受付期間に在園している幼稚園へ提出してください。
- (4) 書類審査後、保護者口座へ施設等利用費をお支払いします。

2. 区への請求手続き

- (1) 提出書類 「施設等利用費請求書（第1号様式）」※区指定様式
- (2) 対象利用期間 令和6年9月～令和7年3月分
- (3) 提出締切 在籍している幼稚園が決めた期日
- (4) 提出先 在籍している幼稚園

※幼稚園が決めた期日までの提出が難しい場合は、令和7年4月4日（金）までに豊島区子ども家庭部保育課幼稚園グループへ提出（郵送・窓口）。

3. 支払い時期

令和7年5月下旬に、ご申請された口座へお支払いします。

※ただし、提出いただいた書類に不備や添付漏れ等があった場合には、支払時期が遅れる場合がございますのでご了承ください。

4. その他

- (1) 上限金額について

令和6年度に国立幼稚園へお支払いした入園料及び保育料について、月額換算した金額を月額上限8,700円の範囲内でお支払いいたします。

- (2) 支給金額の通知について

請求書を受領後、審査の上、決定した支給金額を通知します。

<お問い合わせ先>

〒171-8422

豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所本庁舎4階

豊島区子ども家庭部保育課幼稚園グループ

TEL:03-4566-2481